

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公表番号】特表2019-506266(P2019-506266A)

【公表日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-009

【出願番号】特願2018-557203(P2018-557203)

【国際特許分類】

A 6 3 B 69/36 (2006.01)

A 6 3 B 69/00 (2006.01)

A 6 3 B 69/38 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 69/36 5 3 1 B

A 6 3 B 69/36 5 0 1 B

A 6 3 B 69/00 5 0 5 A

A 6 3 B 69/38 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月24日(2020.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つのアーム部材の間の角度が所定の角度に設定されるように、または設定できるよう
に、一体に結合される2つのアーム部材を備えるスポーツトレーニング補助具であって、
前記2つのアーム部材のうちの第1のものが細長いハンドル部材として延び、前記2つのア
ーム部材のうちの第2のものが間隔部材の一部を形成し、継手において、前記継手から位
置決め要素まで延びる間隔アームに結合され、前記継手は、前記間隔アームが前記第1の
アーム部材に向かって傾斜されると共に、前記第2のアーム部材に対して曲げ角度で延び
るように傾斜され、前記継手は、前記間隔アームが、前記第1のアーム部材に対して、前
記第2のアーム部材と実質的に一直線にされる軸の周りに回転することを許容する、ス
ポーツトレーニング補助具。

【請求項2】

前記第1のアーム部材と前記第2のアーム部材とは実質的に同一平面上にあり、前記間隔
アームは、前記軸の周りに、前記アーム部材を含む平面から、各々の方向に10度～20度の
範囲の大きさだけ、好ましくは各々の方向に12度～16度の範囲の大きさだけ、より好ま
しくは各々の方向に13度～15度の範囲の大きさだけ、最も好ましくは各々の方向に14度だけ
、回転できる、請求項1に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項3】

前記継手は相対的な前記回転に対して付勢されて、これにより前記継手に加えられる正
味の回転力のないときに、回転のない位置に戻る、請求項2に記載のスポーツトレーニン
グ補助具。

【請求項4】

前記所定の角度は、60～70度の範囲にあり、好ましくは実質的に65度に等しく、および
/または前記曲げ角度は、30～35度の範囲にあり、好ましくは実質的に32.5度に等しい、
請求項1から3のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 5】

前記2つのアーム部材は、前記アーム部材同士の間の角度を調節するように、および前記角度を前記所定の角度に設定するように動作可能である調節可能部材によって結合され、前記調節可能部材は好適にヒンジであり、該ヒンジは回転可能に調節可能であって、前記アーム部材同士を前記所定の角度に設定するように係止され得る、請求項1から4のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 6】

前記細長いハンドル部材は定められた把持部分を有し、前記定められた把持部分は、1つ以上の手の位置を提供するように好ましくは成形されて、前記ハンドル部材を前記ハンドル部材の所定位置において且つ前記ハンドル部材の所定の配向と共に把持する際に、使用者を手助けする、請求項1から5のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 7】

前記定められた把持部分は、前記細長いハンドル部材の残りの部分に対して捩じることができ、前記把持部分は、相対的な前記捩じりに対して好ましくは付勢されて、これにより前記把持部分に加えられる正味の捩じり力のないときに、捩じりのない位置に戻る、請求項6に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 8】

前記間隔アームは、前記間隔部材の長さを変化させるように調節可能であり、前記間隔部材の前記長さは、35～50cmの範囲内の最小長さから70～100cmの範囲内の最大長さまで、好適に変化可能である、請求項1から7のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 9】

前記間隔アームは細長いシャフトを備え、前記細長いシャフトは、好ましくは前記シャフトを所望の調節された長さに固定するための係止機構により伸縮自在に長さを調節可能である、請求項1から8のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 10】

前記スポーツトレーニング補助具は、使用者が前記ハンドル部材を保持するとき、前記位置決め要素を前記使用者の腕と接触して保持させるように構成され、前記位置決め要素は好ましくはボールである、請求項1から8のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 11】

定められた把持部分を有し、且つ結合の部分から第1の軸に沿って延びる細長いハンドル部材を形成する第1のアーム部材と、

間隔部材であって、

前記結合の部分から第2の軸に沿って斜めの継手まで延びる第2のアーム部材、および

、
前記斜めの継手から位置決め要素まで延びて、前記斜めの継手から前記位置決め要素まで延在線を定める間隔アーム、を備える間隔部材と、

を備え、

前記第1の軸および前記第2の軸は実質的に同一平面上にあり、前記結合の部分は、平面において測定される前記第1の軸と前記第2の軸との間の角度がゼロでない所定の角度に設定されるか、または設定され得るように構成され、

前記延在線は、前記第2の軸に対して前記第1の軸に向かって曲げ角度だけ傾斜され、

前記継手は、前記延在線が前記第1の軸および前記第2の軸に対して回転するように、前記間隔部材が前記第2の軸と実質的に一直線にされる回転軸の周りに回転することを許容する、スポーツトレーニング補助具。

【請求項 12】

前記継手は相対的な前記回転に対して付勢されて、これにより前記継手に加えられる正味の回転力のないときに、回転のない位置に戻る、請求項11に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 3】

前記延在線は、前記第1の軸および前記第2の軸と実質的に同一平面上になるように配置され、前記第1の軸および前記第2の軸を含む平面から、各々の方向に10度～20度の範囲の大きさだけ、好ましくは各々の方向に12度～16度の範囲の大きさだけ、より好ましくは各々の方向に13度～15度の範囲の大きさだけ、最も好ましくは各々の方向に14度だけ、回転可能であるように前記回転軸の周りに回転できる、請求項11または12に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 4】

前記ゼロでない所定の角度は60～70度の範囲にあり、好ましくは実質的に65度に等しく、および/または前記曲げ角度は30～35度の範囲にあり、好ましくは実質的に32.5度に等しい、請求項11から13のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 5】

前記結合の部分は、前記第1の軸と前記第2の軸との間の角度を調節するように、および前記角度を前記所定のゼロでない角度に設定するように動作可能である調節可能部材を備え、前記調節可能部材は好適にヒンジであり、該ヒンジは回転可能に調節可能であって、前記第1の軸および前記第2の軸を前記ゼロでない所定の角度に設定するように係止され得る、請求項11から14のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 6】

前記定められた把持部分は、1つ以上の手の位置を提供するように成形されて、前記ハンドル部材を前記ハンドル部材の所定位置において且つ前記ハンドル部材の所定の配向と共に把持する際に、使用者を手助けする、請求項11から15のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 7】

前記定められた把持部分は、前記細長いハンドル部材の残りの部分に対して捩じることができ、前記把持部分は、相対的な前記捩じりに対して好ましくは付勢されて、これにより前記把持部分に加えられる正味の捩じり力のないときに、捩じりのない位置に戻る、請求項16に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 8】

前記間隔アームは、前記間隔部材の長さを変化させるように調節可能であり、前記間隔部材の前記長さは、35～50cmの範囲内の最小長さから70～100cmの範囲内の最大長さまで、好適に変化可能である、請求項11から17のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 1 9】

前記間隔アームは細長いシャフトを備え、前記細長いシャフトは、好ましくは前記シャフトを所望の調節された長さに固定するための係止機構により伸縮自在に長さを調節可能である、請求項11から18のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。

【請求項 2 0】

前記スポーツトレーニング補助具は、使用者が前記ハンドル部材を保持するとき、前記位置決め要素を前記使用者の胸と接触して保持せるように構成され、前記位置決め要素は好ましくはボールである、請求項11から19のいずれか一項に記載のスポーツトレーニング補助具。